

山形県警察職員日額旅費支給規程

(昭和33年6月本部訓令第11号)

第1条 この規程は、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号。以下「条例」という。）第25条及び山形県警察に勤務する技能労務職員に関する訓令（平成13年3月本部訓令第3号）第5条の規定に基づき、警察職員（以下「職員」という。）に対する日額旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

2 職員に対して支給する日額旅費に関しては、法令及び条例に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

第2条 職員が、長期の講習、研修等（以下「研修等」という。）を受けるため旅行する場合で次の各号に掲げるときには、研修等の会場の存する地（以下「研修所所在地」という。）に到着した日の翌日から、当該研修所所在地を出発する日の前日までの日数について、当該各号に定める額の日額旅費を支給する。ただし、在勤地と研修所所在地との往復の旅行及び研修等の期間中に一時帰庁するための旅行若しくは他の用務等のための一時他の地への旅行又は移動研修等で研修所所在地から他の研修所所在地へ移動するための旅行については、普通旅費を支給する。

(1) 警察学校に宿泊するとき 日額 1,700円

(2) 前記以外の宿泊施設に宿泊するとき 別に警察本部長が定める額

第3条 警察署に勤務する船員たる職員が、船舶に乗船して旅行する場合は、日額旅費として航海日当及び船員食卓料を支給する。

2 航海日当は、定けい港（当該船舶が通常でい泊し、又はけい留される港をいう。以下同じ。）を出港する日から同港に入港する日までの期間について支給するものとし、その額は、次表の区分による額とする。

区 分	日 額
海事職給料表4級の職務にある者	1,090円
海事職給料表3級及び2級の職務にある者	910円
海事職給料表1級の職務にある者及び技能労務職給料表の適用を受ける者	750円

3 第1項に規定する場合で、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定けい港以外の地において上陸し、宿泊したときには、次の区分による加給額を支給する。

(1) 食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき 1夜につき 1,700円

(2) その他の場合 1夜につき 条例別表第1に規定する2級以下の職務にある者の乙地方における宿泊料の額

4 船員食卓料は、乗船した日から下船した日までの期間について支給するものとし、その額は、次の区分による額とする。ただし、前項の規定により加給額を支給した場合は支給しない。

(1) 1日につき10時間未満の船務に従事したとき 日額 359円

(2) 1日につき10時間以上12時間未満の船務に従事したとき 日額 718円

(3) 1日につき12時間以上の船務に従事したとき 日額 1,077円

第4条 日額旅費の支給を受ける旅行と普通旅費の支給を受ける旅行とが同日に行われるときは、その日の旅行についてはすべて普通旅費を支給する。

2 前項に規定する場合において、同項の日額旅費の支給を受ける旅行が前条第1項に規定する旅行であるときは、前項の規定にかかわらず、その日の旅行については、普通旅費及び船員食卓料を支給する。

第5条 旅行命令権者は、職員の日額旅費について、公務の必要又はやむを得ない事情からこの規程によりがたい場合は、警察本部長の承認を得て別に支給することができる。

附 則

一略一